

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
事故災害対策編							
Ⅱ				4	本計画は、市内において航空機の墜落等の航空事故による多数の死傷者等の発生といった大規模な航空災害が発生した場合に採るべき対策について定める。	本計画は、市内において航空機の墜落による多数の死傷者等の発生といった大規模な航空災害が発生した場合に <u>とるべき対策について定める。</u>	「航空機の墜落等の航空事故による～航空災害が発生」は少しくどいので修正
	1	1		4	茨城県には、公共用ヘリポートが1箇所（つくば）、非公共用飛行場が1箇所（龍ヶ崎）、非公共用ヘリポートが2箇所（前山下妻、県庁）設置されているほか、自衛隊の飛行場が1箇所（陸上自衛隊霞ヶ浦）及び茨城空港（民間航空、航空自衛隊と共用）が整備されている。	茨城県には、非公共用飛行場が1箇所（ <u>竜ヶ崎</u> ）、非公共用ヘリポートが3箇所（前山下妻、県庁、 <u>つくば</u> ）設置されているほか、自衛隊の飛行場が2箇所（ <u>霞ヶ浦（陸上自衛隊）</u> 、 <u>百里（航空自衛隊）</u> ）及び茨城空港が整備されている。 <u>（令和6年4月30日現在）</u>	県計画の記載に合わせて修正 以降「百里空港」が出てくるので、ここで明記 公共用ヘリポート（つくば）はR 4に民間譲渡
		2		4	航空輸送事業者 （前半省略）これらに関する予・警報等の情報を適時・的確に提供する。	航空運送事業者 （前半省略）これらに関する予・警報等の情報を適時・的確に <u>発表</u> する。	県計画に準じて修正
		3		4	百里空港事務所は、航空輸送事業者に対し、航空関係諸規則の順守徹底を指導するとともに、定期的な安全指導、適切な運行管理体制の整備、安全意識の高揚その他事故防止に資する事項について重点点検を行う。	百里空港事務所は、 <u>航空運送事業者</u> に対し、航空関係諸規則の順守徹底を指導するものとする。 東京航空局は、 <u>航空運送事業者</u> に対し、定期的に行う安全指導において、適切な運行管理体制の整備、安全意識の高揚その他事故防止に資する事項について重点点検を行う。	県計画に準じて修正
		4	第2 災害応急体制の整備 1 職員の体制	5	市は、実状に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急活動のための「守谷市災害時初動対応マニュアル」により、職員の災害時活動内容等の周知を図る。	市は、応急活動のための「守谷市災害時初動対応マニュアル」により、職員の <u>非常参集体制及び災害時活動内容等</u> の周知を図る。	初動マニュアルは作成済み、非常時の参集体制についても記載されているので修正
			第2 災害応急体制の整備 2 防災関係機関相互の連携体制	5	災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が減災への重要な事項となることから、関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し相互応援協定を締結するなど、平素からの連携強化に努める。	災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が <u>的確な初動対応のために重要である</u> ことから、関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し相互応援協定を締結するなど、平素からの連携強化に努める。	航空機事故で「減災への重要な事項となる」はなじまないので修正
			第3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え	5	（表内） 保健センター	<u>保健予防課</u>	以下同様
			第3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え	5	（表省略） 1 搜索活動への備え 市は、県等の実施する搜索活動に協力するため、有効な装備、資機材等の整備に努める。	（表更新） （削除）（以下採番修正）	搜索活動は県（警察）の所掌で、市において具体的な「搜索活動に協力するための有効な装備、資機材」を想定しにくいので削除
			第6 防災関係機関の防災訓練の実施	6	大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、県や航空輸送事業者が相互に連携した訓練に参加し、大規模な航空災害への対処能力の向上に努める。	大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、県や <u>航空運送事業者</u> が相互に連携した訓練に参加し、対処能力の向上に努める。	
	2			6	大規模な航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立し、その拡大を防止し、被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。	航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立し、その拡大を防止し、被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。	県計画に準じて修正
		1	第1 航空事故情報等の収集・連絡	6	大規模な航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちにその旨を市、消防又は警察に通報する。 市は、航空機の墜落等の大規模な航空災害の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等を県に連絡する。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する包括的情報を含め（後半省略）	航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちにその旨を市、消防又は警察に通報する。 市は、航空機の墜落等の大規模な航空災害の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等を県に連絡する。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する <u>概括的</u> 情報を含め（後半省略）	
				6	（図省略）	（図更新）	

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
		3	第4 医療活動	8	発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第4節 第4「医療救護活動」に準じ、防災関係機関との密接な連携の下に、救護所の設置、応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行う。	発災時には、医療救護を必要とする多数の負傷者の発生が予想されることから、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第4節 第4「医療救護活動」に準じ、防災関係機関との密接な連携の下に、 <u>応急救護所の設置、応急処置・トリアージの実施、後方医療機関への搬送等</u> 一刻も早い医療救護活動を行う。	
		4		8	市が行う避難勧告等については	市が <u>発令する避難指示等</u> については	
		6		9	第6 節 遺族等事故災害関係者への的確な情報活動	第6 節 関係者への的確な情報 <u>伝達</u> 活動	県計画に合わせて修正 「遺族等」は第7節で記載するのでタイトル修正
			第2 関係者等からの問合せに対する対応	9	遺族等事故災害関係者	関係者	
Ⅲ	1	1		11	守谷市には国道294号に並行して、南守谷駅、守谷駅、新守谷駅の3駅を有する関東鉄道常総線が走り、守谷駅と秋葉原駅間を最短で32分で結ぶ首都圏新都市鉄道株式会社のつくばエクスプレスが県道46号と並行し、守谷駅で関東鉄道常総線と交差している。	守谷市には国道294号に並行して、南守谷駅、守谷駅、新守谷駅の3駅を有する関東鉄道常総線が走り、守谷駅と秋葉原駅間を最短で <u>33分</u> で結ぶ首都圏新都市鉄道株式会社のつくばエクスプレスが県道46号と並行し、守谷駅で関東鉄道常総線と交差している。	
		3	第1 情報の収集・連絡体制の整備 1 情報の収集・連絡体制の整備	11	また発災現場において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ定めるとともに、夜間・休日における応急対応のできる体制の整備を図る。	また発災現場において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ定めるとともに、夜間・休日 <u>においても</u> 応急対応のできる体制の整備を図る。	
			第2 災害応急体制の整備 1 職員の体制	12	市は、実状に応じて職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急活動のための「守谷市災害時初動対応マニュアル」に基づき、職員の災害時活動内容等の周知を図る。	市は、応急活動のための「守谷市災害時初動対応マニュアル」に基づき、職員の <u>非常参集体制及び</u> 災害時活動内容等の周知を図る。	
			第2 災害応急体制の整備 2 防災関係機関相互の連携体制	12	災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が減災への重要な事項となることから、関係各機関は応急活動及び復旧活動に関し、相互応援協定を締結するなど、平素からの連携強化に努める。	災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が <u>的確な初動対応のために</u> 重要であることから、関係各機関は応急活動及び復旧活動に関し、相互応援協定を締結するなど、平素からの連携強化に努める。	
			第6 防災関係機関の防災訓練の実施	12	鉄道輸送事業者	鉄道事業者	「鉄道事業者」で統一
	2	2	第1 市の活動体制	14	（前半省略）情報収集・連絡体制及び災害対策本部等のに必要な体制を確立する。	（前半省略）情報収集・連絡体制及び災害対策本部等の <u>設置等</u> に必要な体制を確立する。	
		3	第1 救助・救急及び消火活動	14	傷病者	<u>負傷者</u>	
			第3 医療活動	15	傷病者	<u>負傷者</u>	
		4		15	市が行う避難勧告等については	市が <u>発令する避難指示等</u> については	
		6		15	遺族等事故災害関係者	関係者	県計画に準じて「関係者への」に修正
		7		16	第7 節 遺族等事故災害関係者への対応 第8 節 廃棄物処理、汚水処理 第9 節 防疫及び遺体の処理	（削除） （削除） 第7 節 防疫及び遺体の処理	県計画に準じて削除
Ⅳ	1	2	第2 災害応急体制の整備 1 職員の体制	18	市は、実状に応じて職員の非常時参集体制の整備を図るとともに、必要に応じて応急活動のための「守谷市災害時初動対応マニュアル」に基づき、職員の災害時活動内容等の周知を図る。	市は、応急活動のための「守谷市災害時初動対応マニュアル」に基づき、職員の <u>非常参集体制及び</u> 災害時活動内容等の周知を図る。	

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
			第2 災害応急体制の整備 2 防災関係機関相互の連携体制	18	災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が減災への重要な事項となることから、関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し相互応援協定を締結するなど、平素からの連携強化に努める。	災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が <u>的確な初動対応のために重要である</u> ことから、関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し相互応援協定を締結するなど、平素からの連携強化に努める。	
	2			19	大規模な道路災害が発生した場合に	道路災害が発生した場合に	
		3	第3 医療活動	21	傷病者	負傷者	
		4		21	市が行う避難勧告等については	市が <u>発令する避難指示</u> については	
		6		21	遺族等事故災害関係者	関係者	
			第1 情報伝達活動	21	○ 道路災害の状況 ○ ドライバー及び同乗者等の安否情報 ○ 医療機関等の情報 ○ 関係機関の災害応急対策に関する情報 ○ 施設等の復旧状況 ○ 避難の必要性等、地域に与える影響 ○ その他必要な事項	○ <u>市及び関係機関の実施する応急対策の概要</u> ○ <u>避難指示及び避難先の指示</u> ○ <u>地域住民等への協力依頼</u> ○ <u>その他必要な事項</u>	県計画に準じて修正
		7		22	第7 節 遺族等事故災害関係者への対応 第8 節 廃棄物処理、汚水処理 第9 節 防疫及び遺体の処理	(削除) (削除) <u>第7 節 防疫及び遺体の処理</u>	県計画に準じて削除 県計画に準じて修正
V				23	本計画は、市内において大規模な火事による多数の死傷者等が発生する災害が発生した場合に、関係機関が採るべき対策について定める。	本計画は、市内において大規模な火事による多数の死傷者等が発生する災害が発生した場合に、関係機関が <u>とる</u> べき対策について定める。	
	1	1	第2 災害応急体制の整備 1 職員の体制	23	市は、実状に応じて職員の非常時参集体制の整備を図るとともに、必要に応じて応急活動のための「守谷市災害時初動対応マニュアル」に基づき、職員の災害時活動内容等の周知を図る。	市は、応急活動のための「守谷市災害時初動対応マニュアル」に基づき、職員の <u>非常参集体制及び災害時活動内容等</u> の周知を図る。	
			第2 災害応急体制の整備 2 防災関係機関相互の連携体制	23	大規模な火事災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が減災への重要な事項となることから、関係各機関は、応急活動及び復旧活動に関し相互応援協定を締結するなど、平素からの連携強化に努める。	大規模な火事災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が <u>的確な初動対応のために重要である</u> ことから、関係各機関は、応急活動及び復旧活動に関し相互応援協定を締結するなど、平素からの連携強化に努める。	
			第5 避難収容活動への備え 1 避難誘導	24	市は、指定避難所・指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努め、発災時の避難誘導に係る訓練を行うよう努める。	市は、指定避難所・指定緊急避難場所等 <u>の</u> 住民への周知徹底に努め、発災時の避難誘導に係る訓練を行うよう努める。	
	2	2	第1 市の活動体制	26	発災後、大規模な火事災害の状況により「守谷市災害時初動対応マニュアル」に基づき、速やかに「Morinfo（もりんふお）」を用いて職員を参集するとともに、情報収集・連絡体制及び災害対策本部等の必要な体制を確立する。	発災後、大規模な火事災害の状況により「守谷市災害時初動対応マニュアル」に基づき、速やかに <u>メールもりや</u> 、「Morinfo（」を用いて職員を参集するとともに、情報収集・連絡体制及び災害対策本部等の必要な体制を確立する。	
	2	3	第3 医療活動	27	傷病者	負傷者	
		5		27	発災時における避難勧告等は	発災時における <u>避難指示</u> 等は	
		6		27	遺族等事故災害関係者等への的確な情報伝達については、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第2節 第4「被害情報等の収集・集約・分析」及び第4「広報活動」を準用するほか、次により実施する。	関係者等への的確な情報伝達については、守谷市地域防災計画（地震災害対策編）第4章 第2節 第 <u>2</u> 「被害情報等の収集・集約・分析」及び第4「広報活動」を準用するほか、次により実施する。	
			第1 情報伝達活動	28	○ 避難の指示、勧告及び避難先の指示 ○ 市民への協力依頼	○ 避難の指示及び避難先の指示 ○ <u>地域住民</u> への協力依頼	県計画に準じて修正
		7		28	第7 節 遺族等事故災害関係者への対応 第8 節 廃棄物処理、汚水処理 第9 節 防疫及び遺体の処理	(削除) (削除) <u>第7 節 防疫及び遺体の処理</u>	県計画に準じて削除
	1	2	第3 守谷市の原子力災害対策上の位置づけ（範囲）	30	表1 原災法対象事業所及び原子力災害対策重点区域（注1）（表省略）	表1 原災法対象事業所及び原子力災害対策重点区域（注1）（表更新）	県計画に準じて修正 H6.11名称変更（HPより）

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
	2	4	第3 長期化に備えた動 員体制の整備と応急対策 等の役割分担	33	図1 原子力緊急事態宣言発出後における応急対 策等の内容と国、県、市の役割分担（図省略）	図1 原子力緊急事態宣言発出後における応急対策等の内容と国、 県、市の役割分担（図更新）	県計画に準じて修正
		5	第1 広域避難受入等	33	PAZ及びUPZ内の自治体は、自治体区域外への広域 避難が必要となるため、市は「原子力災害に備え た茨城県広域避難計画」、「福島県原子力災害広 域避難計画」、「原子力災害時における東海村民 の広域避難に関する協定」及び「原子力災害時に おけるいわき市民の広域避難に関する協定」に基 づき、その避難を支援し、避難者を受け入れるた め、避難元自治体と綿密に調整を行う。	PAZ及びUPZ内の自治体は、自治体区域外への広域避難が必要となる ため、市は「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」、「福島県 原子力災害広域避難計画」、「 <u>原子力災害に備えた東海村住民避難 計画</u> 」、「原子力災害時における東海村民の広域避難に関する協 定」及び「原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協 定」に基づき、その避難を支援し、避難者を受け入れるため、避難 元自治体と綿密に調整を行う。	
			第2 広域避難の指定避 難所等の整備	35	市は、原則として「原子力災害に備えた茨城県広 域避難計画」において指定された広域避難 の指定避難所（15施設）を避難元自治体からの 避難者の受入避難所として指定する。 （表省略）	市は、 <u>市内で災害が発生するなど避難者を受け入れないことに正当 な理由がある場合を除き、避難元自治体との調整によりあらかじめ 定めた施設を、避難元自治体からの避難者の受入避難所として開設 する</u> （表削除）	
		6		36	緊急被ばく医療活動体制	原子力災害医療活動体制	
	3	3	第1 市の活動体制 2 災害対策本部の設置 等	40	（3）広域避難への協力 平成30年10月1日	（3）広域避難への協力 <u>令和6年9月11日</u>	
		4		41	記載なし	●資料編「OIL区分と防護措置について」（事―VI―004）	
		6		42	緊急被ばく医療	原子力災害医療	